

業務仕様書

1 件名

門司港レトロ浪漫ナイトタイムエコノミー創出事業

2 委託者

北九州市

3 契約期間

契約締結日～令和9年1月29日（金）

4 目的・概要

門司港レトロ地区は、日中にイベントが集中し「通過型観光」となっていることから、夜間の滞在価値を高めるナイトタイムエコノミーを実施する。門司港レトロ地区における特定時間帯（日中）への観光客集中による混雑を緩和し、『時間的分散（夜間活用）』および『空間的分散（栄町・西海岸エリア等への回遊）』を図ることを目的とする。

そのため、来訪者が門司港レトロ地区を目的地として選択しやすくなるためのイルミネーションモニュメントのデザイン及びライティング演出の企画提案を受けるとともに、決定事項に即した資材の調達、施工業務を委託するもの。

5 業務内容

以下業務遂行にあたっては、門司港レトロ地区の既存の景観を遵守するとともに、地区全体の統一感に配慮した単色（シャンパンゴールド）のイルミネーションを採用すること。

また、新たに目的地となるモニュメントを設置、回流を誘導する仕掛けとなるイルミネーションとすること。

(1) 点灯期間開始前

- ①「6 展開方針」を踏まえたイルミネーション及びフォトスポットの企画・デザイン・購入・設置
- ②門司港レトロ地区全体の統一感あるライティングの企画・提案にあたっては、既存の景観を遵守するとともに、地区全体の統一感に配慮した主に単色（シャンパンゴールド）のイルミネーションを採用すること
- ③電飾材料及びフォトスポット等の設置に係る許可申請書類一式の作成・申請等の手続き
- ④仕様に基づくフォトスポット等及び電飾材料等の運搬、設置並びに電気工事
- ⑤企画に基づく新規機材（フォトスポット、モニュメント、ゴボライト、環境配慮型

LED、ソーラーライト等)の制作・購入

(2) 点灯期間中

①実施エリア①～④のイルミネーション風景及び造作物等の広報素材(写真)撮影並びにデジタルデータの提出

※提出されたデータの著作権は全て発注者に無償譲渡され、発注者が自由に使用できることとする。撮影日時については、発注者と受注者が協議し、決定すること。

②効果測定の実施：夜間人流の面的分析。

6 展開方針

(1) エリア①～④におけるフォトスポット、モニュメント、ゴボライト、既存物ライティング等について、以下の項目を踏まえた企画・デザイン・購入・設置をすること。

※上図赤線箇所

- ・エリア①：モニュメント等設置(西海岸エリア・門司港駅前広場又は鎮西橋公園)
- ・エリア②：回遊動線(沿岸部～汽船乗り場～第一船溜まり)
- ・エリア③：既存モニュメントのライティング
- ・エリア④：栄町銀天街への回遊促進

<エリア①モニュメント等設置(西海岸エリア・門司港駅前広場・鎮西橋公園)>

- ・SNS拡散性の高い「フォトスポット・モニュメント」をデザインし設置すること。デザインを行ううえで、設置場所の気候を考慮した安全対策を十分に実施すること。
- ・「夜の門司港」の魅力を視覚的に伝え、日帰り客を夜間まで滞留させる強力なフックとなるデザインを提案すること。
- ・鎮西橋公園には、既存の木製「KANMON」パネル(高さ約2m)を有効活用したイルミネーションをデザインし設置すること。



<エリア②【回遊動線】：歩行者誘導>

- ・西海岸やハーバーデッキ等に「イルミネーションアーチ」などを連続的に配置し、「歩きたくなる道」をデザインし、演出すること。
- ・環境配慮型LED（低電力・光害対策）を必須とし、周辺の暗がりとのコントラストを活かした設計を行うこと。

<エリア③既存モニュメントのライティング>

- ・既存のモニュメントを際立たせる「ライティング演出」を施すこと。
- ・目的地となるような景観クオリティを創出すること。

イメージ図



<エリア④栄町銀天街への回遊促進>

- ・門司港レトロ地区から栄町銀天街へ続く導線にライトアップを設置すること。
- ・門司港レトロ地区から栄町銀天街へ人流を誘導する「光の拠点」を創出すること。

- (2) 本事業を通して、門司港レトロの夜間滞在価値を高め、特定時間帯(日中)及びエリアへの観光客を夜間や周辺商店街へ分散させる仕掛けとすること。
- (3) 観光客及び宿泊客が夜間に周遊するような内容とすること。
- (4) SNS等での拡散に繋がるようなデザインとすること。
- (5) 海外からのインバウンドも視野に入れたイルミネーションを企画すること。
- (6) 持続可能な取り組みとして、環境配慮型LEDやソーラーライトを活用すること。
- (7) 門司港レトロの夜間景観と調和したフォトスポットを設置し、その装飾、設置場所に関しては発注者と協議の上決定すること。
- (8) 門司港レトロ地区の自然環境(主に強風・強雨)を考慮した施工方法とすること。
- (9) フォトスポットやモニュメント等には、転落・転倒防止策を講じること。また、夜間消灯時において、設置物が通行の支障とならないよう十分な対策を講じること。
- (10) 電源周辺、配線の結合部、イルミネーション資材等に対しては、施錠や補強、注意喚起の看板を設置する等、いたずらや破壊行為が安易に行われないよう十分な対策を行うこと。

- (11) 信号と誤認するなどの交通障害が発生しないように設置すること。
- (12) 歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討し、安全性を確保すること。
- (13) 装飾作業中は、交通誘導員を配置する等の安全対策を講じること。
- (14) 著作権、意匠権等無体財産権などの権利関係の処理を、受託者の負担で確実に行うこと。
- (15) 設置中に道路等に損傷を与えた場合は、受託者の責任で原状復旧をすること。
- (16) 市の決定に基づき、あるいは道路占有許可・道路使用許可の条件によっては企画・施工内容を変更する場合がある。この場合、受託者は直ちに企画・施工内容を変更すること。
- (17) 業務実施に関係する法令を遵守すること。
- (18) 本事業での購入物は発注者に帰属する。
- (19) 本事業での設置物の運営に基づく電力会社との契約（電気代含む）・保守・運用・撤去・保管業務は「イルミネーション実行委員会」が発注する業務に含めて実施し、費用は実行委員会が負担する。
- (20) 夜間人流を面的に分析すること。
 - ・分析項目：夜間観光客数、夜間滞在比率、流入経路、エリア別回遊状況。

7 提出書類

以下に示す書類を提出するものとする。提出時期については各項目の作業等が完了した後速やかに提出するものとする。

■提出書類一覧

	提出書類名	提出時期
1	搬出資材点検報告書	資材搬出後
2	搬出資材明細書（品名・数量等）	資材搬出後
3	材料使用願い（KANMON 木製パネル）	現地搬入前
4	品質管理 絶縁抵抗測定値	設置完了後
5	施工状況写真帳	施工完了後
6	広報用写真デジタルデータ（CD）	点灯後
7	運営管理体制及び緊急連絡網	契約後 14 日以内
8	業務計画書・配置図、演出内容、デザイン図、安全対策	契約後 14 日以内

8 業務計画書、報告書の作成

(1) 業務計画書を提出すること。

【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課

【提出方法】紙

【提出期限】令和8年8月14日(金)

(2) 業務完了報告書、実績報告書、アンケート結果、記録写真を提出すること。また、本業務の完了報告書は、以下のとおり2種作成し、それぞれの期限までに提出すること。

【提出先】都市ブランド創造局門司港レトロ課

【提出期限】令和9年2月15日(月) 必着

9 その他留意事項

(1) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱いを確保するものとする。

(2) 肖像権や意匠等の権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了解を得ることとする。

(3) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が追うものとする。

(4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

(5) 受託者は発注者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。また、発注者が業務の履行に関し受託者に報告を求めた時には直ちに応じること。

(6) 受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得たとき又は発注者と協議を行った上で再委託した方が効果的と判断された場合はこの限りではない。再委託先の行った作業の結果については受託者が全責任を負うこと。

(7) 契約金額には委託契約の履行に必要な一切の経費（事前取材、交通費等）を含む。

(8) 本業務の遂行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。

(9) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、市に帰属するものとする。

(10) 受注者は、委託業務の実施（処理）上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスク、データその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却

するか又は発注者の立会いのもとに廃棄・削除しなければならない。

(11) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は速やかに受託者及び発注者で協議して決定する。

(12) 本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。

(13) 受託者は、北九州市契約規則及びその他の関係規則を遵守すること。